

「ビッグモーター社による保険金不正請求等」に関するお客様への当社の対応(その3)
～暫定的な不正請求金額の設定による等級訂正の対応について～

ビッグモーター社^(※1)の板金部門における保険金不正請求事案につきまして、お客様および関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

当社といたしましては、お客様の被害回復を最優先事項とし、等級訂正の対応を早期に進めていくこととしておりますが、今般ビッグモーター社による不正請求金額を暫定的に設定することで、その対応を進めていくこととしましたので以下の通りお伝えいたします。

(※1)株式会社ビッグモーター、株式会社ピーエムホールディングス、株式会社ピーエムハナテンの3社をいいます。

1. 概要

現在、ビッグモーター社においては、外部専門家による不正請求調査が開始されていますが、不正請求金額の確定には修理車両一台ごとの精査が必要となることから、完了までに相当な時間がかかることが想定されます。当社といたしましては、8月24日ニュースリリース^(※2)の通り、早期の等級訂正の手続きを進めていくこととしておりますが、その一環として、「暫定的な不正請求金額」に基づき、等級訂正のご要望が見込まれるお客様に対して書面等によりご案内し、早期の等級訂正を実施してまいります。

(※2)2023年8月24日当社ニュースリリース:

「ビッグモーター社による保険金不正請求等」に関するお客様への当社の対応について(続報)

https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/release/pdf/230824_01.pdf

2. 対応の詳細

ビッグモーター社の修理において当社の自動車保険の保険金を受け取られたお客様のうち、以下(1)および(2)の双方に該当する方に等級訂正のご案内をいたします。

(1)ご案内対象となるお客様

当社の自動車保険のお客様のうち、以下に該当する方になります。

- ① お客様のお車に生じた損害に対して保険金を受け取られた方
- ② お客様が起こした事故の相手方の車両の損害に対して保険金を受け取られた方

(2)ご案内対象となる条件

暫定的な不正請求金額を4万円^(※3)と仮定し、「暫定保険金」と「保険使用による割増保険料」を比較して、後者の方が金額が大きくなるお客様(保険を使用しない方が良く考えられるお客様)。

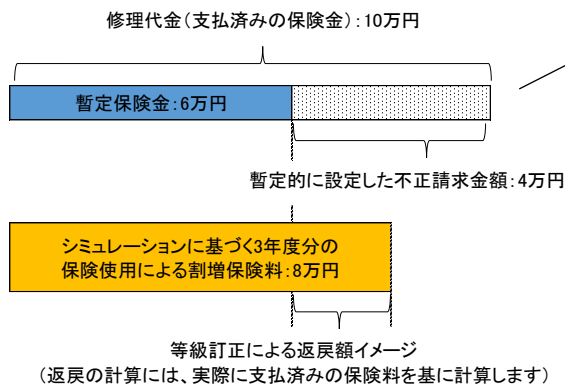
「暫定保険金」:お支払い時に認定した保険金の額から暫定的な不正請求金額(4万円)を引いた額

「保険使用による割増保険料」:保険使用に伴い等級が下がったことによる、割増保険料3年度分^(※4)の金額

(※3)ビッグモーター社によるHPで公表されている保険金不正請求金額の平均値を根拠としております。

(※4)事故発生時にお客様が保険の使用をご検討される際に、当社は3年度分の保険料シミュレーションを提示しております。

<具体例>



左図のように、ご自身のお車の修理代金が「保険使用による割増保険料」よりも大きいと考えられたために保険を使用したお客様。

・ご自身のお車に生じた損害のビッグモーター社による修理代金が 10 万円

・「保険使用による割増保険料」が 8 万円

「暫定保険金」は修理代金(10 万円)－暫定的に設定した不正請求金額(4 万円)＝6 万円となり、「暫定保険金」(6 万円) < 「保険使用による割増保険料」(8 万円)となるために、等級訂正のご案内をします。

3. 具体的なお案内の流れ

- 上記2. の対象のお客様に対して書面等にて等級訂正に関するご案内を行い、ご意向を確認します。
- ご意向が確認されたお客様には等級訂正を実施のうえ、「暫定保険金」よりお客様が実際にお支払いした割増保険料が大きい場合、その差額を当社よりお客様に返戻いたします。

4. ビッグモーター社の調査によって不正請求金額が確定した後の対応

今回の対応は、あくまで不正請求金額の確定までに相当の時間を要することが見込まれる中で、早期にお客様の被害回復を行うために実施する暫定的な対応となります。不正請求金額が確定した際には、改めてその確定結果に基づき、以下の通りお客様に不利益が生じないような対応を行います。

- (1) 本案内による等級訂正を実施した後、不正請求金額が 4 万円を超えることが確定したお客様：
→ 「判明した実際の不正請求金額」と「4 万円」の差額を追加でお客様に返戻いたします。
- (2) 本案内による等級訂正を実施した後、不正請求金額が 4 万円を超えないことが確定したお客様：
→ 「判明した実際の不正請求金額」と「4 万円」の差額はお客様には求めず、当社にて負担いたします(再度の等級訂正は行いません)。
- (3) 上記2. に該当しないお客様、および上記3. で等級訂正のご意向を示されなかったお客様の内、不正請求金額が確定した後に、保険を使用しない方が良かったと想定されるお客様：
→ 不正請求金額が確定した後、個別に等級訂正のご案内を実施してまいります。

以上